

中部運輸局自動車交通部

令和6年11月11日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、富田 TEL 052-952-8038

三重運輸支局 輸送・監査担当

石野、人見 TEL 059-234-8411

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：有限会社 大廣商事（代表者：大廣 祐一）

住所：三重県鈴鹿市下箕田2丁目2番36号

営業所：本社営業所（三重県三重郡菰野町大字竹成字上弥八1226-3）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和6年11月11日

処分内容：① 事業停止処分60日間

② 車両使用停止処分40日車

（1両を40日間の使用停止）

③ 文書警告

3. 監査端緒

当該事業者に対し、法令違反が疑われる情報が寄せられたことを端緒として、監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のために利用させていた。

（貨物自動車運送事業法第27条第1項）

(2) 一般貨物自動車運送事業の監査において虚偽の陳述を行った。

(貨物自動車運送事業法第60条第4項)

(3) 認可を受けないで、中部運輸局長が指定する区域外に営業所を位置変更していた。

(貨物自動車運送事業法第9条第1項)

(4) 認可を受けないで、自動車車庫の位置を変更していた。

(貨物自動車運送事業法第9条第1項)

(5) 認可を受けないで、乗務員の休憩又は睡眠のための施設を位置変更していた。

(貨物自動車運送事業法第9条第1項)

(6) 届出を行わず事業を休止していた。

(貨物自動車運送事業法第32条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 64点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 64点